

以上の文書をもって協議いたしたにか"よろしいか。

の農業専用地区として指定いたしたにか"別案

設定を進めてまいりましたか"下記の地区を第一

市との調和の中で作り上げるべく、農業専用地区の

港北=ユ-9ウ)開発計画の一環として農業を都

に対する協議について (伺)

港北=ユ-9ウ)農業専用地区設定(指定)

市長 助 役			市 長 助 役		
昭和44年9月5日起案 昭和44年9月24日決裁 昭和 年 月 日 送結			昭和44年9月5日起案 昭和44年9月24日決裁 昭和 年 月 日 送結		
文書番号 整理番号		文書番号 整理番号			
文書主任 海書 照合		文書主任 海書 照合			
局長 課長 係長		局長 課長 係長			
主簿局長 農政局長 農政局次長 農政課長		主簿局長 農政局長 農政局次長 農政課長			
企画局長 建設局長 事務局長		企画局長 建設局長 事務局長			
TEL. 7885		TEL. 7885			

甲 乙 丙

1 第一次農業専用地区指定地区

(1) 新羽. 大熊町の一部 約 23 〱 79-11

(2) 池辺, 東方, 折本, 大熊町の一部 約 183 〱 79-11

(3) 牛久保町 (小山田) 約 24 〱 79-11

計 230 〱 79-11

2 協議文書案 別紙のとおり

3 協議対象

農業振興協議会

横浜北農業協同組合

港北ニユ-ク-のつ周巻対策協議会

(案)

44農才1473号

44年9月22日

殿
并

横浜市長 各 飛鳥田一雄

物 物 物 物

港北二エ-ウ-ウ-ウ-開発計画に伴う

農業専用地区設定(指定)に係る

て(協議)

港北二エ-ウ-ウ-ウ-開発計画の一環として農業を

都市との調和の中で作りあげるべく、農業専用

地区の設定を進めてまいりました。下記地区

を第一の農業専用地区として指定いたしました。協

議いたします。なお、当該地区でよろしいかご回答

させていただきます。願ひ申し上げます。

記

1 農業専用地区を1次指定地区

(1) 新羽 大熊町。一部 約23ha

(2) 池辺 東方 折本 大熊町。一部 約183ha

(3) 井久保町。一部 約24ha

計

230 ha

2. 図面

別添のとおり